

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月14日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 株式会社マルヨシセンター 香川県高松市南新町4番地6 株式会社レディ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号 アイル・パートナーズ株式会社 香川県高松市花園町一丁目2番11号 株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目7番7号																														
大規模小売店舗の名称及び所在地	小豆島ショッピングセンター 香川県小豆郡土庄町湊崎1447番1ほか																														
	1. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 1. 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) <table border="1" data-bbox="756 1249 1433 1720"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DCMダイキ株式会社</td> <td>午前8時00分</td> <td>午後9時00分</td> </tr> <tr> <td>株式会社マルヨシセンター</td> <td>午前9時00分</td> <td>翌午前0時00分</td> </tr> <tr> <td>株式会社四国エム・デー・ケイ</td> <td>午前10時00分</td> <td>午後7時00分</td> </tr> <tr> <td>株式会社レディ薬局</td> <td>午前10時00分</td> <td>午後8時00分</td> </tr> <tr> <td>アイル・パートナーズ株式会社</td> <td colspan="2">24時間</td> </tr> </tbody> </table> (変更後) <table border="1" data-bbox="756 1798 1433 2074"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DCMダイキ株式会社</td> <td>午前8時00分</td> <td>午後9時00分</td> </tr> <tr> <td>株式会社マルヨシセンター</td> <td>午前7時00分</td> <td>翌午前0時00分</td> </tr> <tr> <td>株式会社四国エム・</td> <td>午前10時</td> <td>午後7時00</td> </tr> </tbody> </table>	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	DCMダイキ株式会社	午前8時00分	午後9時00分	株式会社マルヨシセンター	午前9時00分	翌午前0時00分	株式会社四国エム・デー・ケイ	午前10時00分	午後7時00分	株式会社レディ薬局	午前10時00分	午後8時00分	アイル・パートナーズ株式会社	24時間		小売業者名	開店時刻	閉店時刻	DCMダイキ株式会社	午前8時00分	午後9時00分	株式会社マルヨシセンター	午前7時00分	翌午前0時00分	株式会社四国エム・	午前10時	午後7時00
小売業者名	開店時刻	閉店時刻																													
DCMダイキ株式会社	午前8時00分	午後9時00分																													
株式会社マルヨシセンター	午前9時00分	翌午前0時00分																													
株式会社四国エム・デー・ケイ	午前10時00分	午後7時00分																													
株式会社レディ薬局	午前10時00分	午後8時00分																													
アイル・パートナーズ株式会社	24時間																														
小売業者名	開店時刻	閉店時刻																													
DCMダイキ株式会社	午前8時00分	午後9時00分																													
株式会社マルヨシセンター	午前7時00分	翌午前0時00分																													
株式会社四国エム・	午前10時	午後7時00																													

変更しようとする事項	デー・ケイ	00分	分
	株式会社レディ薬局	午前10時 00分	午後8時00 分
	アイル・パートナーズ株 式会社	24時間	
	2. 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)		
	駐車場	駐車場利用可能時間帯	
	駐車場区画A敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	午前7時00分～午後9時 30分	
	駐車場区画B敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	午前7時00分～翌午前0 時30分	
	駐車場区画C敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	24時間	
	(変更後)		
	駐車場	駐車場利用可能時間帯	
駐車場区画A敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	午前7時00分～午後9時 30分		
駐車場区画B敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	午前6時30分～翌午前0 時30分		
駐車場区画C敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	午前6時30分～午後9時 30分		
駐車場区画D敷地内駐 車場 (図面3建物配置図)	24時間		
変更年月日	平成28年9月9日		
変更理由	営業計画変更のため		

2. 届出年月日

平成28年9月8日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成28年10月14日から平成29年2月14日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年2月14日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ